

	指摘事項	対応措置
総務部		
人事課	令和4年度産業医業務について、専属の産業医を選任していなかった。	令和4年度中に体制の見直しを検討し、令和5年度からは非常勤職員として専属の産業医を1名選任し、配置しております。
	令和4年度産業医業務について、予定価格調書を大封筒に封緘されない状態で保管していた。	大封筒への封緘が漏れていたものであり、現在は契約事務マニュアルに基づき確認を徹底しております。

	指摘事項	対応措置
都市整備部		
都市計画課	負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものがみられた。	収受した文書への決裁をもって処理を終えており、支出負担行為を失念しておりました。その後、負担金支出についてのチェックリストを作成し決裁漏れが無いよう努めております。
	令和3年度弘前市民中央広場清掃業務（その2）について、予定価格及び最低制限価格を秘匿していなかった。	課内決裁用に作成した参考資料がそのまま保存されていたため破棄しました。現在は決裁後に確認したうえで不要な資料は破棄しております。
	令和4年度の郵便切手について、受払簿による管理が適正に行われていなかった。	受入と払出それぞれで決裁が必要である認識がなく、誤って2つを合わせて決裁したものです。また、購入日については誤って払出日と同日で記載したものです。 現在は、会計課作成の郵便切手（はがき）受払簿【記入例】に、指摘事項を追記したものを簿冊に添付することで、正しい記載・決裁方法を確認できるようにし、ミスが起きないように努めております。
公園緑地課	令和4年度の郵便はがきについて、受払簿による管理が適正に行われていなかった。	決裁を失念したものです。今後、担当者のみならず再確認を行い、漏れのないよう適切な事務処理を行います。